信州安曇野 松川村

令和４年度

松川村認定こども園入園ガイド

～子どもは村の宝～

松川村教育委員会　子育て応援課　保育園係

〔認定こども園松川北保育園内〕

〒399-8501
長野県北安曇郡松川村 57 番地 1
松川村教育委員会　子育て応援課　保育園係
認定こども園　松川北保育園（℡0261-62-3530）

長野県北安曇郡松川村 5651 番地 11
認定こども園　松川南保育園（℡0261-62-5578）

－ もくじ －

１．認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
２．認定こども園を利用できる条件・・・・・・・・・・・・・・・P2
３．認定区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
４．保育料（利用者負担）について・・・・・・・・・・・・・・・P4
５．その他の保育サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・P6
６．入園申し込みの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
７．入園までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
８．よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
９．年齢区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

１．認定こども園とは

認定こども園は、お子さんやそのご家庭の「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設となります。また、お子さんが認定こども園に通っていないご家庭にも「子育て相談」や「親子の交流の場」の提供を行っています。

また、入園に関しては、保護者の方が働いていてもいなくてもすべてのお子さん（※１）が利用できる施設となります。

村では、子育て支援の方針として、保護者の皆さんからのより多くのニーズに対応する体制づくりや、“村の宝である子どもたちは村で育てる”という考えに基づき平成２８年４月に村に２園ありました保育園を認定こども園に移行（※２）しています。

※１　３歳未満のお子さんは保護者が働いているなど、保育の必要性がある場合にのみ利用ができます。

※２　園名は「認定こども園松川南保育園、認定こども園松川北保育園」となります。

2．認定こども園を利用できる条件

①お子さんの条件

松川村に住民登録のある小学校就学前のお子さん

※満１歳から受入れを行っています。

②保護者の条件

次頁の認定区分の条件を満たす方

3．認定区分について

利用するお子さんの「年齢」と保護者の仕事の状況などによる「保育の必要性の有無」によって、「教育標準時間認定」や「保育認定（短時間・標準(長)時間)」に分かれます。また、認定区分によって、園を利用できる時間が異なります。

①認定区分と利用時間について

１号認定（満３歳以上）※保育の必要がない場合

●教育標準時間　（８：00～13：00　最長５時間）

保護者の状況

・就労等の有無にかかわらず全ての保護者が対象

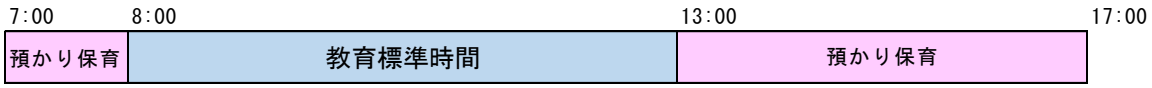

２号認定（満３歳以上）
３号認定（満３歳未満）※保育の必要があり、保育認定での利用を希望する場合

●保育短時間　（８：00～16：00　最長８時間）

保護者の状況

・自宅内外で月 48 時間以上働いているとき
・別居の家族などを介護や看護しているとき
・仕事を探しているとき
・学校（職業訓練校を含む）などに月 48 時間以上通っているとき
・育児休業を取得しているとき

●保育標準(長)時間　（７：00～18：00　最長 11 時間）

保護者の状況

・自宅内外で月 120 時間以上働いているとき
・妊娠している、又は産後６ヶ月以内のとき
・保護者が病気や障害の場合
・同居の家族などを介護や看護しているとき
・災害の復旧にあたっているとき
・学校（職業訓練校を含む）などに月 120 時間以上通っているとき
・虐待や DV の恐れのあるとき

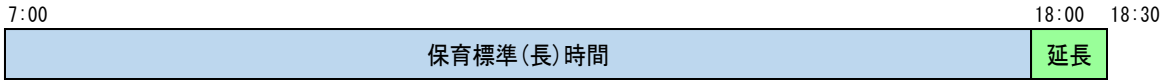

②認定こども園の利用期間について

認定区分によって、園を利用できる期間が異なります。

区　分	１号認定 （教育標準時間認定）	２・３号認定 （保育認定）	
		短時間	標準(長)時間
保育日	月～金曜日	月～土曜日（※土曜日は利用申込書提出）	
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他教育委員会が臨時に定めた日		
休業・ 希望保育	○長期休業 ・夏季(８月上旬～中旬) ・年始(１月上旬) ・年度末(３月下旬)	○土曜保育 ・毎週土曜日（祝日、年末年始を除く） ○希望保育 ・夏季(８月上旬～中旬) ・年始(１月上旬) ・年度末(３月下旬)	

４．保育料（利用者負担）について

①保育料の決定について

保育料は、国の制度により令和元年１０月から、満３歳になったあとの４月１日から小学校入学前までの３年間および０歳から２歳までの非課税世帯を対象に無償となりました。

また、村認定こども園では、保育料無償の対象となる児童のおかずやおやつの副食費（国の基準４５００円/月）を免除します。

３歳未満児の保育料や延長保育料の減免等は、基本的にご両親（保護者）の所得によって決定されます。ただし、保護者以外の同居家族（祖父母）が園児や保護者を扶養している場合には、その方も算定の対象となる場合があります。

なお、算定は下表のとおり市町村民税をもとに行います。

令和4年度　保育料											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度　市町村民税					令和4年度　市町村民税						

※保育料の切り替え時期は９月です。４月に遡っての精算は行いません。

■保育料基準額表１　〔単位：円〕

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	１号認定	区分要件	２号認定（短・長時間）	３号認定	
					短時間	長時間
1階層	生活保護世帯	0	生活保護世帯又は里親	0	0	0
2階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）又は養育里親等	0	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3階層	所得割課税額77,100円以下	0	所得割課税額48,600円未満	0	6,000	8,500
4階層	所得割課税額211,200円以下	0	所得割課税額97,000円未満	0	15,000	17,500
5階層	所得割課税額211,201円以上	0	所得割課税額169,000円未満	0	23,500	26,000
6階層			所得割課税額301,000円未満	0	39,500	42,000
7階層			所得割課税額397,000円未満	0	53,500	56,000
8階層			所得割課税額397,000円以上	0	64,500	67,000

■保育料基準額表２（ひとり親、在宅障がい者（児）世帯）

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	１号認定	区分要件	２号認定（短・長時間）	３号認定	
					短時間	長時間
2階層	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）又は養育里親等	0	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3階層	所得割課税額77,100円以下	0	所得割課税額48,600円未満	0	2,500	3,750
4階層	—	—	所得割課税額77,101円未満	0	7,500	8,750

※4階層以上（保育認定の所得割課税額77,101円未満を除く）は、保育料基準額表１と同じ。

●この表における市町村民税所得割課税額は，住宅借入金等特別税額控除，配当控除，外国税額控除，寄附金税額控除を控除する前の額となります。
●認定区分について、3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

②保育料の軽減について

■保育料基準額表１に該当する世帯

＊多子世帯の軽減

保護者と生計同一の兄姉がいる場合　第２子半額、第３子以降０円

■保育料基準額表２（ひとり親、在宅障がい者（児）世帯）に該当する世帯

＊多子世帯の軽減

保護者と生計同一の兄姉がいる場合　第２子以降０円

＊非課税世帯等の軽減

基準額表２で２階層となる場合、延長保育料、預かり保育料も無料となります。

③保育料の納入方法について

保育料の納付は、口座振替にて月末に振替いたします。

なお、指定金融機関は、大北農協、八十二銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行となっています。（お子さんが２人以上入園する場合は、同じ口座の指定をお願いします。）

④督促手数料について

保育料の納期限が過ぎても未納の場合は、督促状を発行します。（手数料が発生します。）また、督促状発行後も納付されない場合は、村税滞納処分の例により処分されることがあります。

5．その他の保育サービスについて

●土曜保育　（2・3号認定：在園児）

保育認定のお子さんは、保護者の方の「土曜日が勤務日である」等の理由により、土曜保育を利用することができます。

〔場　　所〕　…　北保育園（南保育園のお子さんも北保育園での保育となります。）
〔利用日時〕　…　毎週土曜日（園行事等により休園になる場合があります）
- 保育短時間　8：00～16：00
- 保育標準(長)時間　8：00～17：00

〔利 用 料〕　…　保育料に含まれています。
〔服　　装〕　…　帽子、園児服着用(夏場は不要)、運動のできる靴
〔持 ち 物〕　…　おかず付お弁当、おやつ、水筒、布団一式、タオル、給食用スモック、コップ、歯ブラシ、着替え、上靴
〔申込方法〕　…　利用申込書、勤務証明書を提出してください。
※利用希望日の前月２０日までに各園に提出

◆◆　お願い　◆◆

村の子育て支援の考え方により、保護者の方がご家庭にいるときは、なるべくご家庭において親子での対話や触れ合いを大切にしていただきたいことから、必要最小限のご利用をお願いします。

●預かり保育　（1号認定：在園児）

教育標準時間以外の時間において、預かり保育がご利用できます。

〔利用時間及び利用料〕

区　分	利用時間	料　金
定期（午後）	13：00～16：00	5,000 円/月
臨時	7：00 ～ 8：00	300 円/回
	13：00～16：00	400 円/回
	16：00～17：00	300 円/回

（土曜日の利用はできません）

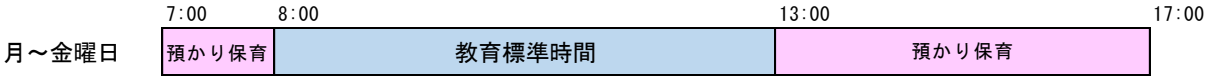

〔申請方法〕
定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園へ提出してください。
臨時利用…利用希望日までに申請書を園へ提出してください。

〔お支払方法〕
定期利用は、月末に口座振替となります。臨時利用は毎月 15 日までの分をその月の月末に振替し、16 日以降の分は翌月の月末振替となります。

●延長保育　（2・3号認定：在園児）

通常保育（短時間・標準(長)時間）以外の時間において、勤務の状況やご家庭の状況に応じ、延長保育がご利用できます。

〔利用時間及び利用料〕

区　分		利用時間	料　金
保育短時間	定期（朝）	7：00～8：00	1,000 円/月
	定期（夕）	16：00～18：00	2,000 円/月
	臨時	7：00～8：00 16：00～18：00 18：00～18：30	300 円/回
	土曜日	16：00～17：00	300 円/回
保育標準(長)時間	定期（夕）	18：00～18：30	500 円/月
	臨時	18：00～18：30	300 円/回

※延長保育料は月額で 3,000 円が上限額となります。

■保育短時間

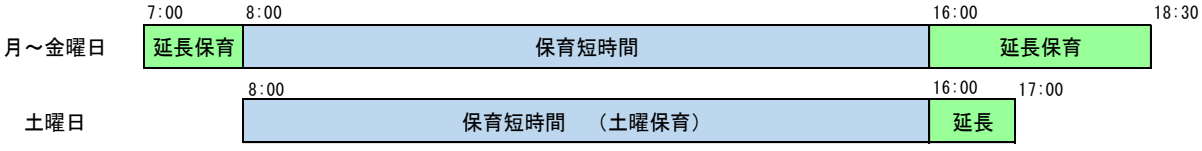

■保育標準時間

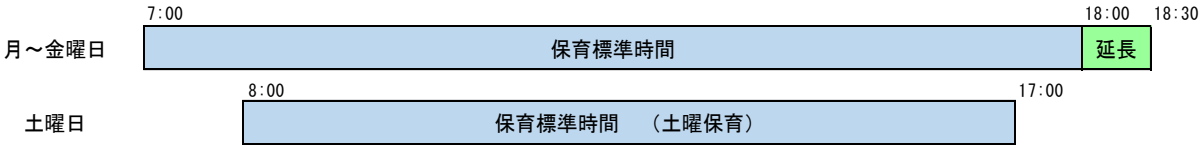

〔申請方法〕

臨時利用…利用希望日までに申請書を園へ提出してください。

定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園へ提出してください。

〔お支払方法〕

定期利用は、月末に口座振替します。臨時利用は、毎月 15 日までの分をその月の月末に振替し、16 日以降の分は翌月の月末振替となります。

●障がい児保育　（1・2・3号認定：在園児）

心身の発育に心配のあるお子さんも、保護者と相談のうえ、保育を行っています。

ただし、設備的な理由や集団保育に耐えないと認められる場合は入園できない場合もあります。

●病児・病後児保育　（在園児・未就園児）

お子さんが病気の際、通園場所での集団保育や保護者の就労等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

〔場　　所〕…　病児・病後児保育室　北アルプスキッズルーム（市立大町総合病院内）
〔利用日時〕…　月曜日～金曜日　　８：00～18：00（土日祝日、年末年始休業）
〔対象児童〕…　保護者またはお子さんが大北圏域に住所・勤め先・保育園等の通園先がある満１歳から就学前までのお子さんで、病状の急変は認められないが、通園場所での集団保育・家庭での保育が困難であるお子さん。
〔料　　金〕…①保護者またはお子さんの住所が大北圏域にあり、かつ、お子さんが認定子ども園等に通園している場合＝無料
②その他の場合＝１時間あたり 300 円
〔申込方法〕…事前に登録申請書を子育て応援課子育て応援係（松川村子ども未来センター内）まで提出してください。
〔利用方法〕…利用希望日の前日 17 時までに保育室へ直接連絡し、予約してください。利用にあたっては、医療機関を受診し、医師の「情報提供書」などが必要となります。

伝染性疾患の急性期の場合などお子さんの症状や、利用当日の予約状況により保育室の利用ができない場合があります。

●一時保育　（未就園児）

保護者の病気や冠婚葬祭、参観日、その他私的な理由により、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

〔場　　所〕　…　北保育園
〔利用日時〕　…　月曜日～土曜日
　　８：00～17：00
〔対象児童〕　…　松川村に住所登録のある満１歳から就学前までのお子さん
〔料　　金〕

	３歳未満	３歳以上
１時間当たり	300 円	150 円
給食１食	160 円	
おやつ１食	50 円	

＊主食について　（月～金）……３歳以上児は　ごはん　を持参してください。
　　３歳未満児は　園にて用意します。
　　（土曜日）……お弁当　と　おやつ　を持参してください。

〔申込方法〕　…　利用希望日の１か月前から前日までの間に申請書を園まで提出してください。
〔お支払方法〕…　利用日当日に現金にてお支払いください。

６．入園申込みの方法

入園の申込みには、下記の書類の提出をお願いします。

※10/27（水）からの申込み受付でご提出いただく書類は、No.1、No.2、No.3、No.9、No.10 です。No.4～No.8 は、入園決定後にご提出いただきます。

No.	書　類	対　象	チェック ☑
1	松川村認定こども園入園申込書（※1）	全員	☐
2	保育認定の利用を必要とする証明書（※2）	保育認定希望者のみ	☐
3	制服注文票（※3）	年少以上児で希望者のみ	☐
4	保育料口座振替依頼書（※4）	全員（延長保育等利用の場合があるため全員）	☐
5	入園事前調査　No.1、No.2（※5）	全員	☐
6	健康診断票（※6）	5 月以降に入園される方	☐
7	家庭の調べ（※7）	全員	☐
8	救急カード	全員	☐
9	教育・保育給付及び施設等利用給付認定に係る個人番号提供書もしくは市町村民税の税額が分かる書類（※8）	松川村で市町村民税が課税されていない方（個人番号の提供を拒否される場合は市町村民税の税額が分かる書類）	☐
10	松川村認定こども園入園仮申込書（※9）	10 月の入園説明会後の一斉入園受付時に次の①②に該当される方 ①入園するか決定していない方②5 月以降に入園を希望される方	

（備考）

※1. 入園申込書は、入園するお子さん 1 人につき 1 部を「記入例」と「記入上の注意」（参照①P10）を参考にして作成し、必要な書類を添付して、提出してください。（2 人以上の申し込みをする場合は、添付書類もそれぞれに必要です。）

※2. 保育認定の利用を希望する場合は、就労証明書等の「保育認定の利用を必要とする証明書」（参照②P14）を父、母（保護者）それぞれ添付してください。（2 人目以降はコピー可〔ただし、園でコピーはできません。〕）

※3. 園指定の園児服の注文書です。未満児は不要です。指定の園児服を所有している場合で、購入が必要ない場合は、提出は不要です。

※4. 保育料・延長保育料等の納付は、口座振替にて振替します。指定金融機関は大北農協、八十二銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行となっています。（お子さんが２人以上入園する場合は、同じ口座の指定をお願いします。）（参照③P15）

なお、ゆうちょ銀行の口座振替を希望される場合は、松川郵便局、役場税務課、保育園、子ども未来センターなどに備え付けてある専用の用紙（３部複写）に必要事項を記入・押印のうえ、**ゆうちょ銀行窓口にご提出**ください。

※5. 年齢により記入用紙が異なります。

※6. ５月以降に途中入園される方は、園医で健康診断を受けていただき、提出してください。

※7. 年齢により記入用紙が異なります。

※8. 確認書類はコピーでも可ですが、ご両親の分を添付してください。（参照④P16）

※9. 仮申込みの場合は、No.2 の保育認定の利用を必要とする証明書の添付は不要です。

■参照①

（様式第１号）（第４条関係）

記入例

提出日　令和〇〇年〇〇月〇〇日

松川村認定こども園入園申込書

松川村長　様

次のとおり松川村認定こども園への入園を申し込みます。
□は該当箇所に☑してください。

ふりがな	まつかわ じゅんいち	生年月日	年　齢	性　別	障がい者 該当の有無
申　請 児童名	松川　純一	(平成) 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	3　歳 R4.4.1 現在	☑男　□女	□有　☑無
ふりがな	まつかわ はるお	続　柄	連絡先		
保護者名	松川　春夫	☑父　□母 □その他 （　　）	〔【 】は自宅・父携帯・母携帯…等と記入〕 ①【母携帯】〇〇〇－××××－△△△△ ②【父携帯】〇〇〇－××××－△△△△		
保護者 個人番号	父 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇　母 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ※転入者のみ				
住　所	松川村〇〇〇〇番地〇〇		行政区	（　細野　区）	

①世帯の状況

多子軽減算定のため生計同一の兄姉となるお子さんは別居でも必ず記入

区分	氏　名		生年月日	性　別	職業・学校・ 保育園名等	前年度分 （当年度分） 市町村民税 課税の有無	備　考
児童の世帯員	まつかわ はるお 松川　春夫	父	昭和〇〇年××月△△日	(男)・女	会社員	(有)・無	
	まつかわ なつこ 松川　夏子	母	△△日	男・(女)	パート	(有)・無	
	まつかわ けんじ 松川　謙二		△△日	(男)・女	〇〇高校(県外)	有・(無)	別居
	まつかわ ひろみ 松川　裕美	姉	平成〇〇年××月△△日	男・(女)	松川小学校２年	有・(無)	
	まつかわ あきお 松川　秋男	祖父	昭和〇〇年××月△△日	(男)・女	農　業	(有)・無	
	まつかわ ふゆこ 松川　冬子	祖母	昭和〇〇年××月△△日	男・(女)	無　職	有・(無)	
			年　月　日	男・女		有・無	

入園日現在の状況

在宅障がい(児)者の有無	ひとり親世帯の該当	生活保護の適用
□有　☑無	□該当	□適用あり（　年　月　日保護開始）

在宅の障がい者が有の場合は、保育料軽減の対象となる場合があるので、手帳のコピーを添付してください

②入園を希望する施設名、利用を希望する期間、時間

入園を希望する 施設名・理由	第１希望　北保育園　（希望理由）　通園に近いため
	第２希望　南保育園　（希望理由）
利用を希望する期間	令和　4　年　4　月　1　日から　令和　7　年　3　月　31　日まで
利用を希望する時間	午前　8　時　30　分　から 午後　4　時　00　分まで

最長は、就学前まで

③支給認定区分

希望する認定区分	□１号（教育標準時間認定）	
	☑２号（保育認定）	☑保育短時間（最大８時間） □保育標準（長）時間（最大 11 時間）
	□３号（保育認定）	□保育短時間（最大８時間） □保育標準（長）時間（最大 11 時間）

※認定区分
１号＝３歳以上で教育標準時間（８時～１３時）の利用でよい子ども
２号＝３歳以上で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども
３号＝３歳未満（０・1・２歳児）で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども
※時間区分
保育短時間＝８時から１６時までが通常保育時間
保育標準（長）時間＝７時から１８時までが通常保育時間

④保育認定の利用を必要とする理由等
※保護者の就労や疾病等の理由により、保育認定の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由
保育認定の利用を希望する理由（両親・保護者）	父	☑就労　□妊娠･出産　□疾病･障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
		（※具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **安曇野市　○○会社　8時～17 時(休憩1時間)　週休２日(土日)**
	母	☑就労　□妊娠･出産　□疾病･障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
		（※具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **村内　○○コンビニ　９時～15 時(休憩1時間)で月･水･金の勤務**

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

村が保育料の決定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

保護者氏名　**松 川　春 夫**　松川 印

記　入　上　の　注　意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ松川村子育て応援課 認定こども園松川北保育園に提出してください。なお、その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。

入園年度

（ 表 面 ）

１　「申請児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「年齢欄」は令和４年４月１日現在の年齢を記入してください。また、「性別」の欄は該当するものを☑してください。

２　「障がい者該当の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを☑してください。※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。

３　「連絡先」欄は、連絡先が複数ある場合は、連絡のつきやすい順に記入してください。

４　「保護者個人番号」の欄は、保護者（両親）の個人番号カードに記載されているマイナンバー（個人番号）を記入してください。※転入者のみ

５　①「世帯の状況」の欄は、申請児童以外の申請児童の両親及び同居している親族等（別居している場合は該当者の「備考」欄に別居と記入してください。）の全員について記入してください。（別居している生計同一の申請児童の兄弟姉妹がいる場合も記入し、備考欄に「別居」と記入してください。）「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを〇で囲んでください。
なお、保育料減免（在宅障がい（児）者【※参照】「有」、生活保護「適用あり」の場合）の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

【※】・身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

６　②「入園を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄姉が利用しているため、距離が近いため等）を記入してください。

７　②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）

８　②「利用を希望する時間」欄は、１日のうちで利用を希望する時間を記入してください。

９　③「支給認定区分」欄は、希望する認定区分及び保育認定の場合は希望する時間区分に☑してください。
※保育標準（長）時間認定を受けるには、一定の条件があります。
※保育標準（長）時間認定となる方でも希望により保育短時間認定に変更が可能です。
※保育標準（長）時間認定となる方で複数通園の場合、それぞれのお子さん毎に認定区分を分けることができます。

１号（教育標準時間認定）　＝　３歳以上で教育標準時間（８時～１３時）の利用でよい子ども
２号（保育認定）　＝　３歳以上で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども
３号（保育認定）　＝　３歳未満（０・1・２歳児）で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども（※）
（※３歳未満児は保育認定のみのため、教育標準時間認定への変更はありません。）

10　④「保育認定の利用を必要とする理由等」の欄は、③「支給認定区分」で２号・３号（保育認定）を希望した場合に記入してください。

①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親（保護者）ごとに、児童を保育できない理由を下記の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□に☑し、かつ、その具体的な状況について、下欄に記入してください。なお、(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」に☑し、内容を（　）内に記入してください。

※具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間（休憩時間も記入）・就労日数・通勤時間・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間・障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名・治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入してください。

保育認定の理由（認定基準）

保育認定の利用を必要とする理由は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1) **就労等**（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で育児をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

(2) **妊娠・出産**　児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合

(3) **疾病・障害**　児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

(4) **介護等**　児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつも介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合

(5) **災害復旧**　火災や、風水害、地震などにより被災した場合、その復旧の間、児童の保育ができない場合

(6) **求職活動**　児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合

(7) **就学**　児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

(8) **虐待・ＤＶ**　虐待やＤＶの恐れがある場合

(9) **育児休暇**　育児休暇取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

11　⑤「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・押印してください。

12　支給認定について、認定結果につきましては「支給認定決定通知書」を交付します。「支給認定証」の交付を希望される方は、園まで申し出てください。

■参照②

【保育認定の利用を必要とする理由一覧】

保育認定の利用を必要とする理由（※１）		認定時間区分		証明書類（※３）
認定基準		認定時間（※２）	認定基準	
① **就労** 〔フルタイムのほか、パートタイム、夜間など（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む〕	就労時間の下限は1か月あたり48時間	標準（長）時間	1か月あたり120時間以上の就労（※４）	・就労（内定）証明書★ （内職・自営業（農業含む））
		短時間	1か月あたり48時間以上の就労	
② **妊娠、出産**	産後の期限は6ヵ月以内 （国基準は産後2カ月まで、以降は⑩で対応）（※５）	標準（長）時間	一律	・母子手帳の写し （氏名、出産予定日が確認できる部分）
③ **保護者の疾病、障がい**	障がいは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の保持者	標準（長）時間	一律	・診断書★ ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 （上記の写し）
④ **同居又は長期入院等している親族の介護・看護** （兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護）	要介護認定されているか身体障害者手帳（1･2級）、精神障害者保健福祉手帳（1･2級）、療育手帳の保持者の介護等	標準（長）時間	要介護・看護者と同居	・介護看護申告書★ ・要介護認定証 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 （申告書＋上記の写し）
		短時間	要介護・看護者と別居	
⑤ **災害復旧**		標準（長）時間	一律	・り災証明の写し
⑥ **求職活動** （起業準備を含む）	求職活動期間 3カ月以内（※６）	短時間	一律	・求職状況申告書★ （延長する場合は、求職活動状況報告書★を添付）
⑦ **就学** （職業訓練校等での職業訓練を含む）	就学時間の下限は1か月あたり48時間	標準（長）時間	1か月あたり120時間以上の就学（※７）	・在学証明書の写し ・職業訓練を受けることを証する書類 （就学時間の分かる書類を添付）
		短時間	1か月あたり48時間以上の就学	
⑧ **虐待やＤＶのおそれがあること**		標準（長）時間	一律	・保育園にご相談ください
⑨ **育児休業取得時** （すでに保育を利用している子どもがいること）（※８）	継続利用が必要であること	短時間	一律	・就労（内定）証明書★ （休業欄記入）
⑩ **その他**	村が認める場合			・村が必要と認める書類

〔備考〕

※１　児童の保護者のいずれもが上記の①～⑩のいずれかに該当する場合となります。
※２　希望により、「標準（長）時間認定」を「短時間認定」に変更できます。なお、各認定区分で利用料金が異なります。
※３　★印は様式が保育園にあります。
※４　就労（就学）の標準（長）時間認定は、通勤（通学）も含めた時間が短時間（午前８時から午後４時）を超える場合は、認定されます。
※５　産後の認定期間は６ヶ月間で、期限後は再申請が必要となります。
※６　認定期間は３ヶ月間で、期限後は再申請が必要となります。
※７　※４参照
※８　育児休業取得時に既にお子さんが年少クラス以上で在園している場合のみとなります。年少クラスで新規入園する場合は、１号認定での利用となります。

その他：３歳未満児クラスの利用について、②妊娠・出産、⑨育児休業取得時及び⑥求職活動の場合は、原則利用はできませんが、保護者やご家庭の状況等により認定するか判断します。

■ 参照③

ゆうちょ銀行の口座振替依頼手続きについては、Ｐ９※４をご参照ください。

記入上の注意
- ○訂正は二重線で行い、訂正印（お届け印）を押印してください。ただし、氏名、口座番号の訂正はできません。
- ○お届け印の印影は、はっきり分かるように押印してください。薄くなってしまったり、一部が欠けてしまった場合は、横に押印しなおしてください。
- ○上下同じ内容を記入してください。
- ○書き直しの場合、用紙は各園か村ホームページよりダウンロードできます。

記入例

松川村保育料口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松川村長　様

下記の保育料について、令和〇〇年〇〇月分から口座振替により納付したいので依頼します。

取扱金融機関	(大北農業協同組合) 松　川 支所 八十二銀行 支店 松本信用金庫 支店		金融機関承認印 入園日現在の年齢
保護者氏名	松川　太郎	児童氏名	松川　小太郎
保育園名	南 保育園	生年月日	(平成)・令和〇〇年〇〇月〇〇日（3歳）

口　座　名　義　人

印影がはっきりと分かるように押印してください

住所	松川村1234番地56	電話番号	金融機関お届印
ふりがな	まつかわ　たろう	62-1234	松川
氏名	松川　太郎		
預金種類	（該当番号に○） ①普通　2当座　3その他	口座番号	0123456

（村保管用）

松川村保育料口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

取扱金融機関　様

下記の保育料について、令和〇〇年〇〇月分から口座振替により納付したいので依頼します。

取扱金融機関	(大北農業協同組合) 松　川 支所 八十二銀行 支店 松本信用金庫 支店	受付日付	
		検印	印鑑照合
保護者氏名	松川　太郎	児童氏名	松川　小太郎

口　座　名　義　人

住所	松川村1234番地56	電話番号	金融機関お届印
ふりがな	まつかわ　たろう	62-1234	松川
氏名	松川　太郎		
預金種類	（該当番号に○） ①普通　2当座　3その他	口座番号	0123456

（金融機関保管用）

■参照④

次に該当される方で個人番号の提供を拒否される場合は下記書類の提出をお願いします。必ずご両親分添付してください。

（令和４年度中に入園する場合）

①令和３年１月１日現在、松川村に住民登録がない方で、４月～８月に入園を希望する方
②令和４年１月１日現在、松川村に住民登録がない方で、９月～３月に入園を希望する方

◆◇◆ 市町村民税の税額を確認できる書類 ◆◇◆

※下記の「令和〇〇年度」について、上記の①に該当する方は「令和３年度」、②に該当する方は「令和４年度」としてください。
（注意：令和４年１月２日以降に松川村に転入した方で、令和４年８月以前に入園し、９月以降も継続して利用される場合は、令和３年度と令和４年度の２年分の証明が必要となります。）

①市町村民税が給与から引かれている方（会社員等）

「令和〇〇年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
⇒６～７月に勤務先から届きます。写しは、住所・氏名・税額がわかるようにしてください。

②市町村民税を納税通知書で直接納めている方

「令和〇〇年度市町村民税・県民税納税通知書」の写し
⇒６月初旬に住んでいた自治体から直接自宅へ郵送されます。写しは、住所・氏名・税額がわかるようにしてください。

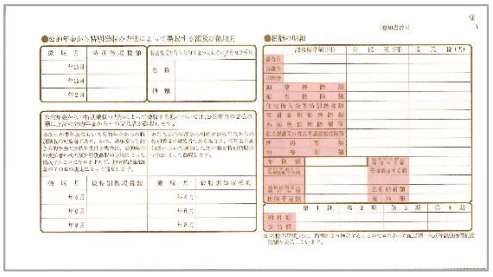

③上の書類が用意できない方

「令和〇〇年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」
⇒令和〇〇年１月１日時点の住民登録市町村に請求してください。
※必ず市町村民税の所得割額、均等割額が表記されていることをご確認ください。

＊未申告の方

令和〇〇年度の市町村民税・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませ、課税証明書等を村に持参してください。市町村民税額が未確定の場合には、認定が保留されます。

＊単身赴任の方

単身赴任などで住民票の世帯が別であっても、実質的に同一生計の場合はその合計額により取り扱いますので、課税証明等を添付してください。その際、松川村外に住所がある方は、入園申込書の世帯の状況欄の備考欄に住所地を記入してください。

＊海外赴任の方

松川村転入前が海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、昨年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

7. 入園までの流れについて

年度当初からの入園の場合 / 入園するか未定の場合 / 5月以降の入園を希望する場合

入園説明会（令和３年10月１９日）

①申込み受付
【１０月２７日（水）～１１月2日（火）午前9時～午後４時】※平日のみ
受付場所：認定こども園松川北保育園（松川村57番地1）
※新型コロナウイルス感染症対策のため入園申込書などの提出書類は郵送での提出を可能とします。ただし、締切日までに必着とし、書類に不備があった場合や面談を必要とする場合は来園いただく場合があります。

- 入園申込書及び添付書類を提出
- ４月からの仮申込書を提出
- ５月以降の仮申込書を提出

仮申込を行った方のうち、４月からの利用を決めた方
②入園申込書受付（随時）
【１１月３０日（火）まで】
受付場所：北保育園

利用決定通知書・支給認定決定通知等送付（１月下旬）

一日入園
南保育園：令和４年２月１日（火）
北保育園：令和４年２月１日（火）

保育料決定通知送付（３月下旬）

入園式
令和４年４月４日（月）

４月以降
入園申込書受付・面談（各園）
※随時受け付けますが、事前（最低でも１か月前）にお申し込みください

利用決定通知書等送付

5月以降入園

～ご注意を～
◎仮申込みは入園を決定するもの（入園の予約）ではありませんので、入園にあたっては改めて申込み手続きが必要となります。

◎①の申込受付期間に入園申込書の提出が無かった場合や、①で仮申込書を提出いただいた後②までに入園申込書の提出が無かった場合は、４月からの入園は原則できませんのでご注意ください。

8. よくあるご質問

■園の利用について

Q　夫婦で働いていて、保育標準(長)時間認定での申請をする予定です。条件はどうなりますか？

A　１ヵ月あたりの就労時間が 120 時間以上の場合認定となります。また、120 時間未満の場合であっても、１日の就労時間が８時間以上となるような就労を常態としている場合や、通勤時間を含んだ時間が、保育短時間認定に係る利用時間帯（８時～１６時）を超えて利用せざるを得ないと判断された場合は認定されます。

Q　育児休業取得中です。上の子どもは入園できますか？

A　育児休業による認定は、育児休業取得前に３歳以上児（年少～年長）のお子さんが既に園を利用している場合のみ認定となります。新規での入園は、３歳以上児の場合は１号認定での入園となります。なお、３歳未満児の場合は原則入園できません。また、３歳未満児で既に園を利用している場合は原則退園となります。

Q　夫婦で働いていますが保育の必要性のない１号認定で入園しました。夏休み期間だけ２号認定に変更したいのですが可能ですか？

A　ご両親のお仕事の状況に変化があった場合などのみ変更できます。

Q　就労による保育認定を受けて園を利用していましたが、妊娠しました。継続して園を利用できますか？

A　３歳以上児（年少～年長）の場合は、妊娠・出産による保育認定で継続して利用できます。

Q　求職活動中ですが入園できますか？

A　就労している方等が優先となります。また、３歳未満児の場合は、原則入園をお断りしています。

Q　就労状況や世帯員の状況の変更、また、認定区分や時間区分の変更を希望したい場合はどうすれば良いですか？

A　認定こども園変更(更新)承認申請書に必要な書類を添付して提出してください。

■保育料について

Q　３歳以上児は保育料が無料になるため所得の確認は不要ですか？

A　延長保育料の減免対象であるか、また、副食費の減免が国の対象となるのか村独自の減免となるのかなど確認が必要なため、所得の確認は全家庭必要となります。

Q　松川村は子育てしやすい村を目指し保育料を大幅に減額していると聞きました。どのような減額をしているのですか？

A　令和元年１０月から国の無償化により３歳以上の児童と０歳～２歳児の非課税世帯の保育料が無償となりました。村では、以前から基準額の減額と多子世帯の負担軽減を国の制度を拡充する形で実施しており、無償化の対象とならない世帯に対しても減額・減免を行っています。

所得に関わらず“第２子は基準額の半額、第３子以降は０円”とし、多子のカウントを行う兄姉の年齢の制限も撤廃しています。

また、村認定こども園では、保育料無償の対象となる児童のおかずやおやつの副食費（国の基準で４５００円/月）を免除しています。

（※低所得者の保育料は第２子以降０円など国の制度による軽減もあります）

Q　残高不足により口座振替ができませんでした。保育料の支払いはどうすれば良いですか？

A　村より口座振替不納通知書が交付されますので、その通知により金融機関で納付をお願いします。その後も納付されない場合は、督促状が交付され手数料も請求されますのでご注意ください。

（保育料の引き落とし日までに口座の残高確認をお願いします。）

Q　離婚や再婚をした場合、保育料は変わりますか？

A　保育料を計算するための合算対象が変更となる為、保育料も変わる場合があります。事象が発生した場合は、変更（更新）承認申請書を速やかに提出してください。

9. 年齢区分

■令和４年度

年齢	生年月日	承認期間（就学前）
５歳児（年長児）	H28.4.2～H29.4.1	R4.4.1～R5.3. 31
４歳児（年中児）	H29.4.2～H30.4.1	R4.4.1～R6.3. 31
３歳児（年少児）	H30.4.2～H31.4.1	R4.4.1～R7.3. 31
２歳児	H31.4.2～R2.4.1	R4.4.1～R8.3. 31
１歳児	R2.4.2～R3.4.1	R4.4.1～R9.3. 31
０歳児	R3.4.2～R4.4.1	R4.4.1～R10.3. 31